

登録簿

届出番号	15	-	1	-	19	開始年月日	平成23年07月14日		変更年月日	令和7年04月01日	
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	15	部名	私学部		
課コード	1	課名	私学振興課								
同一の事務を所管する課											
保有個人情報を取り扱う事務の名称		私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助金									
保有個人情報を取り扱う事務の目的		東日本大震災又は大規模災害により被災し、就学困難となった都内の私立専修学校・各種学校在籍生徒の就学の機会を確保するため、学校設置者が被災生徒の授業料等を減免した場合に、当該減免額の一部を補助する。									
保有個人情報の対象者の範囲		東日本大震災又は大規模災害に起因する事情により家計急変が生じ、当該補助金の支給対象となる課程の授業料等が納付困難の生徒とその家族									
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況		家族状況等		社会生活等			その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☐ 電話番号 ☐ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴		☒ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☐ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☒ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☒ 収入 ☐ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☐ 趣味			☐ 口座情報 ☐ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☐ 電磁的記録 ☐ オンライン結合									
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*									
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号									
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☒ 無 ☐ 有* 再委託 ☐ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*									
備考											
*を付した項目について 具体的内容等を記載											
事務を廃止した場合		廃止年月日：						文書保存期限：			